

名古屋柳城女子大学・名古屋柳城短期大学倫理綱領

名古屋柳城女子大学・名古屋柳城短期大学（以下、本学という。）は、建学の精神のもとキリスト教主義の教育を目指すとともに、日本国憲法及び教育基本法をはじめ、各種の法令等に則り、保育者（幼稚園教諭・保育士）の養成教育に従事し、これらの専門職を中心に広く社会にとって有用な人材の育成への要請に応えることを目的としている。そのために、幼児教育（保育）を中心に関連分野の研究と教育に総力をあげて取り組むとともに、誠実で品位ある管理運営を目指している。この目的を達成するために、本学教職員は以下の倫理綱領に従うものとする。

1. 社会的倫理と人間的良心の自覚

本学教職員として、研究、教育、及び社会活動（とくに地域活動）のすべてにわたって、本学の建学の精神のもとで、社会的倫理と人間的良心を自覚し、人間社会の発展、とりわけ教育・福祉のさらなる充実に貢献できる活動に取り組む。

2. 基本的人権の尊重

本学教職員は、研究、教育、及び社会活動（とくに地域活動）のすべてにわたって、日本国憲法等に定める個人の基本的人権を不当に侵害し、不利益な事態に陥れることのないよう十分に配慮する。

3. 守秘義務の遵守

本学教職員は、研究、教育、及び社会活動（とくに地域活動）において取得した情報や資料を厳重に管理し、個人の判断でみだりにこれを第三者に提供しない。公開、公表する場合は、事前に対象者の了解を得るだけでなく、公正を期し、社会的影響について責任をもつ。

4. 自己啓発と研修に専念

本学教職員は、上記の三項目を厳格に遂行するために、倫理意識の向上を目指して絶えず自己啓発及び研修に努める。

5. 研究倫理審査委員会の審議

本学教職員は、研究とくに人間に関する研究において倫理的妥当性の検討を要すると思われる場合は、その旨、研究倫理審査委員会に申し出て、その審議を求めるものとする。研究倫理審査委員会の所掌事項は別に定める研究倫理審査委員会規程による。

6. 本綱領の改廃は理事会の議を経て理事長がこれを決定する。

附則

この倫理綱領は、2014年4月1日から施行する。

この倫理綱領は、2020年4月1日から施行する。